

第 32 回生産物分類策定研究会（意見交換） 議事概要

- 1 日 時 令和 3 年 3 月 29 日（月） 15：00～18：05
- 2 場 所 書面開催（但し、構成員及び審議協力者とは、上記の日時に web による意見交換を行った。）
- 3 出席者 （構成員）宮川座長、菅構成員、牧野構成員、居城構成員
（審議協力者）中村審議協力者
（オブザーバー）経済産業省
- 4 議 題
 - 1 研究会における議論等を踏まえた修正等について
I 卸売業，小売業
 - 2 生産物分類策定研究会において決定すべき事項について
 - (1) 財分野の生産物分類(案)について
 - (2) 用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系(案)について

5 概 要

事務局から資料に基づき、「I 卸売業，小売業」に係る生産物分類の修正案、財分野の生産物分類(案)及び用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系(案)のほか、関連する資料について説明があった。

主な意見については、以下のとおり。

【1 研究会における議論等を踏まえた修正等（I 卸売業，小売業）について】

（分類の粒度について）

- 卸売業，小売業に係る生産物分類の粒度については、修正案を基本線とすることで了承された。

（自治体指定のゴミ袋等について）

- 自治体指定のゴミ袋については、生産物分類の分類項目とする案も作成いただいたが、一方で、分類項目として設定しなくてもよいのではないかという考え方も示していただいた。どうすることが最も望ましいと考えられるか。
 - 廃棄物処理サービスという集合サービスを家計が一部負担しているということになるので、単に費用負担をしているということから、別に新しい生産物分類項目を立てなくてもいいのではないかと思う。
 - ごみ処理手数料やごみ袋購入費などについては、地方公共団体の決算資料から把握できるのではないかとと思われる。
 - 商業事業者の指定ごみ袋の販売に関しては、一般処理手数料の徴収代行という性

質であるため、経理上は売上として計上しないで、あくまでも地方公共団体に納める預り金という形で処理することになっており、通常聞いている「売上」とは別項目として調査する必要がある。

- それでは、「有料ごみ袋（地方公共団体指定・推奨のもの）」については、分類項目としては設定しないこととする。なお、詳細分類「有料レジ袋」については規模がどの位であるのか、あるいはその変化を把握したいというニーズはあると思われることから、詳細分類「その他のポリ袋」とともに、統合分類「ポリ袋」の下に設定することとする。

(統合分類「飲料（牛乳を除く、茶系飲料を含む）」の詳細分類について)

- 詳細分類「ミネラルウォーター」には、コンビニエンスストアなどで売っている2リットルサイズのものから、ウォーターサーバーに使うような18リットルぐらいの大きなものまで含まれると考えてよいか。
 - ウォーターサーバーに使うような大きなものも、当該詳細分類に含むと考えている。
 - ウォーターサーバーやコーヒーメーカーなどは、取り替え料金や運賃、サービス代も含めて料金を取るというケースもある。
 - サブスクリプションというサービスの一環においては、企業がウォーターサーバーやコーヒーメーカーなどの機械を無料か、または安い価格で販売し、飲料の販売代金で回収をするというビジネスモデルがある。
 - サーバーの料金とは別に、ミネラルウォーター自体でも料金を取っている可能性もあるということか。ここはしっかりとビジネスのすべてが把握できるように確認いただき、整合性を保つように整理をしていただきたい。
- 詳細分類「コーヒー飲料（ミルク入りを含む）」には、缶コーヒーではなく、コンビニエンスストアで機械から直接入れるコーヒーについても、含まれると考えてよいか。もし含まれる場合には、「定義・内容例示」欄にその旨を記載してはどうか。
 - ご質問のようなケースも小売段階の話であるため、当該詳細分類に含むと考えている。
 - ファストフード店で販売されるコーヒーの場合はどうか。
 - 経済センサスのような統計調査を実際に行う場合には、コンビニエンスストアであれば小売業、ファストフード店であれば飲食サービス業の対象になる。
 - それでは、コンビニエンスストアで機械から直接入れるコーヒーについては、詳細分類「コーヒー飲料（ミルク入りを含む）」の「定義・内容例示」欄に記載することを検討いただきたい。
 - 確認を行い、記載することを検討したい。

- 詳細分類「コーヒー飲料（ミルク入りを含む）」の「定義・内容例示」欄に記載されている「コーヒーシロップ」はコーヒー飲料なのか。また、詳細分類「その他の清涼飲料」に記載されている「シロップ」はいかがか。
 - ここでいう「コーヒーシロップ」とは、濃く煮出したコーヒーに甘みをつけたもので、水なり、牛乳なりを追加してコーヒーになるものなので、当該詳細分類に入ってもおかしくはないと思われる。また、「シロップ」も同様のものと思われるが、再度確認を行う。
 - 確認いただき、説明のとおりであれば、それぞれの詳細分類に入れておくことでよいと考える。

(統合分類「集積回路」の詳細分類について)

- 詳細分類「その他のモス型」の分類項目名称については、「その他のモス型集積回路」に修正すべきと考える。
 - ご指摘のとおり修正する。

(統合分類「電子計算機・同周辺機器」の詳細分類について)

- 詳細分類「光ディスク装置」の「定義・内容例示」欄に、「ブルーレイドライブ」も記載すべきと考える。
 - ご指摘のとおり追記する。

(法律と分類との関係性について)

- 生産物分類は今回初めて設定するものでもあるため、分類項目の設定や内容の記載に当たり、各府省が所管する法律を参照しているところもあるが、今後、法律の内容が変わった場合には、生産物分類との関係ではどのような対応を取ることになるのか。
 - 法律と分類とはそれぞれ別の性質のものなので、法律が変わったからといって、すぐに分類を変えるということにはならない。
 - 例えば、前回の日本標準産業分類の改定の際には、「幼保連携型認定こども園」が分類項目として新設されたが、この場合には先に制度上の話があって、それを産業分類に反映させたという形であった。双方の改定のタイミングはそれぞれ異なるので、反映についても調整をしながら考えるということになるだろうと思う。

【2 生産物分類策定研究会において決定すべき事項について】

(財分野の生産物分類(案)について)

- 資料2-1の参考1の1-(1)で「なお、今後、財分野を含めた生産物分類全体につ

いては、…」という文章があるが、ここは財分野ではなく、「サービス分野」と記載した方がよいのではないか。また、2-(4)で「…製造品に違いはない場合、製造品により区分する分類を設定していない。」という文章があるが、この表現では、製造品の種類が違う場合も区分しないというようにも読めてしまうと思われるため、「…製造品に違いはない場合、賃加工と製造品を区分していない。」というような表現の方がよいと思う。

→ ご指摘のとおり修正する。

- 資料2-1の3-(1)-①-i)で「その需要先が異なることがほぼ特定できる場合は、…」という文章があるが、特定というのはいくつかの選択肢がある中で1つを選ぶということであるので、異なることが特定できるという言い方はおかしい。「異なることがほぼ明らかな場合は、…」というような表現の方がよいと思う。なお、これについては別紙1の③にも同様の表記がある。また、需要先の(注)に「…小売業者への販売を除く。」という記載があるが、販売は需要先ではないので、「…小売業者を除く。」でよいと思う。加えて、別紙1の「④ 後置符号」のうち、「U」を「賃加工品」と記載しているが、この後置符号は塗装や研磨などの加工サービスに付けられるものであるため、「賃加工」というように記載する方がよいと思う。

→ ご指摘のとおり修正する。

→ 「サービス分野の生産物分類」で同様の記載をしている箇所があれば、令和5年度の決定の際にそれらについても修正を反映するよう、願います。

- 資料2-1の4-(1)の分類項目数をまとめた表に、「R サービス業（他に分類されないもの）」や「S 公務（他に分類されるものを除く）」も表記されているが、「財分野の生産物分類」になぜこれらが含まれているかが分かるように注意書きを入れた方がよいと思う。

→ 「サービス分野の生産物分類」で策定していなかった産業分類の大分類RとSについては、財分野に含めて検討を行ったというような注意書きを記載していただきたい。

- 別紙1の「④ 後置符号」に関して、「くず・廃物」の後置符号を「K」とすることについてはそれでよいが、英語で表記する場合にはスクラップとなるはずであり、ここに「Kuzu・Haibutsu」という記載をする必要はないと思う。

→ 「賃加工」の英語表記も含め、ご意見のとおり記載は削除したい。

【その他】

- 本日本日いただいた意見については、座長及び事務局への一任とさせていただきます、後日、

検討の結果を構成員及びオブザーバーに報告するとともに、事務局は財分野の生産物分類を、本年5月末をめどに研究会決定し、研究会のホームページに公表するために必要な手続きを進めることとする。また、本研究会の報告書については、事務局において原案を作成し、構成員及びオブザーバーの確認を経て、本年6月末をめどに取りまとめ、研究会のホームページに公表することとする。

(以上)